

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1278号)

平成26年10月23日

横情審答申第1278号

平成26年10月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年3月27日栄こ第2399号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「本人開示請求者に関する栄区こども家庭支援課が保有する虐待通報の記録（特定年月以降）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「本人開示請求者に関する栄区こども家庭支援課が保有する虐待通報の記録（特定年月以降）」の個人情報を非開示とした決定については、本人開示請求者に係る虐待を疑われた通報に関する記録に併せ、法定代理人に関する保有個人情報も含め特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本人開示請求者に関する栄区こども家庭支援課が保有する虐待通報の記録（特定年月以降）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、親権者である法定代理人（以下「申立人」という。）が、横浜市長（以下「実施機関」という。）がした平成25年12月25日付個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求及び異議申立ては、申立人が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。
- (2) 栄区福祉保健センターこども家庭支援課（以下「こども家庭支援課」という。）では、窓口にて児童虐待に係る相談及び通告を受け付けているが、当該窓口では、本件児童に係る件につき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告を受けた事実はない。そのため、こども家庭支援課は児童虐待通告受理票を作成していない。
- (3) 申立人は異議申立書において、南部児童相談所（以下「南部児相」という。）が保有する児童記録にこども家庭支援課とやり取りされた記録があることをもって当然にこども家庭支援課においても当時の記録を保有するはずである旨の主張をしている。

確かに、こども家庭支援課が南部児相からの問合せに関してやり取りしたという

事実はある。電話受領時にメモを作成したが、その後の南部児相からの連絡で誤報であったことが分かったため、こども家庭支援課では終結し作成したメモは処分したことから記録が残っていない。

- (4) 以上のとおり、こども家庭支援課では、本件請求に関する事案における児童虐待通告受理票、南部児相とやり取りされた記録として作成された文書及び申立人の主張にあるような「虐待疑惑に関する記録」は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。
- (5) なお、申立人から、個人情報非開示決定通知書における本件児童の氏名の違いについて異議申立書において指摘があるが、当該通知書の記載は誤記によるものであり、本件児童を対象者とする虐待通報の記録が開示請求されたものと認識している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全てを開示するよう求める。
- (2) 近隣住民から児童虐待を疑われ、児童相談所に通報されたことがあった。当該通報は誤解であったが、その後の乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）等の際に、担当職員から疑惑の目で見られた。また、何かあれば本件児童を引き離すと言われるなどした。このため、本件児童及び申立人に対する何か良くない記録をこども家庭支援課が保有していると確信している。
- (3) こども家庭支援課は、申立人が本件児童を虐待しているのではと疑っている。乳幼児健診の際に保健師は何か資料を見ながら話していたので、虐待に関する通報があったが誤報であったという記録かもしれないが、虐待を疑われた通報に関する記録などの何らかの情報を実施機関は保有していると思う。
- (4) 南部児相が所有する文書には、こども家庭支援課の職員と電話でやり取りした事実が、その年月日・時刻も明らかに記録されている。それゆえ、当然こども家庭支援課内にも当時の記録が残されていると思う。
- (5) 個人情報非開示決定通知書では本件児童の名前が誤って記されており、そのような人物は区内にいないことから、本件個人情報は存在しないため非開示とされたのかとも考えている。
- (6) 南部児相の報告書は、「虐待の該当世帯ではないと考えられる」と結論付けられており、それゆえ、本件処分では「虐待通告記録は不存在」ということになったの

か。

- (7) 本件請求に係る個人情報本人開示請求書（以下「本人開示請求書」という。）は、受付課からこども家庭支援課に問い合わせてもらい、言われたとおりに記載したものであるが、別の書き方で請求をすれば見たい情報が出てきたのではないか。
- (8) 本件請求の目的は、個人情報の訂正又は利用停止を請求するためであるので、そのステップとして開示を認めてほしい。ピンポイントで情報が特定できない場合は、実施機関にある申立人と本件児童に関する情報を全て見たい。

5 審査会の判断

(1) 児童虐待に係る相談及び通告に関する事務について

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」とし、児童虐待に係る通告義務について規定している。

各区福祉保健センターこども家庭支援課及び各児童相談所では、児童虐待に係る通告を受け付けている。

通告を受けた場合は、その内容を聴取し、関係機関から情報収集及び児童の安全確認・調査を行い、通告内容等を記録する児童虐待通告受理票を作成することとしている。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、本件児童に係るこども家庭支援課が保有する虐待通報の記録である。

申立人から提出された資料によると、本件児童に関する虐待通報に関しては、南部児相へ通報があり、南部児相では調査の上、数日後に終結としていることが認められる。また、南部児相の調査においてはこども家庭支援課と電話連絡を行っていること、更に南部児相が作成した通報に係る記録は申立人に対し一部開示されていることも認められる。

イ 本件請求及び異議申立ては、申立人が本件児童に代わって行ったものである。

ウ なお、申立人は、申立人と本件児童に関する情報を見たいと主張しているものの、申立人を本人とする本人開示請求はしていない。このことにつき実施機関に確認したところ、本件請求に当たり、実施機関は申立人を本人とする本人開示請

求については案内をしていないことが認められた。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は存在しないと説明しているため、当審査会で平成26年7月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本人開示請求書は、申立人が区役所を訪れた際に、受付課からこども家庭支援課が問合せを受け、こども家庭支援課から受付課に説明した内容を記載してもらったものである。

(イ) 本人開示請求書の記載内容から、申立人はこども家庭支援課が保有する本件児童を対象者とする虐待通報の記録のみを求めていると判断し、こども家庭支援課は当該文書を保有していないため不存在として、本件処分を行った。申立人を本人とする本人開示請求を案内しなかったのは、虐待通報の記録は児童を主体として作成しており、保護者を主体とした記録は作成していないためである。

(ウ) こども家庭支援課では直接通報を受けた事実がないため、児童虐待通告受理票を作成していない。通報を受けた南部児相からこども家庭支援課へ電話連絡を受けたことはあるが、すぐに誤報であるということが分かったため、虐待通報に関する文書の作成はしていない。また、電話連絡を受けた際にメモは作成したが、そのメモも誤報であると分かったため既に廃棄しており、保有していない。

(エ) 意見書で申立人が求めている情報は虐待を疑われた通報に関する記録であり、特に乳幼児健診に関する書類を求めていると分かった。関連する文書の保有の有無を確認したところ、本件児童の乳幼児健診関係書類に当該通報に関することが記録されていることを確認した。本件請求時に申立人の請求の趣旨が分かっていたらこれらの文書を特定すべきであったものと考えている。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、本人開示請求書の記載内容から、実施機関が保有する本件児童を対象者とする虐待通報の記録のみが本件請求の対象となる保有個人情報と判断し、虐待通報の記録は作成しておらず、保有していないため本件処分を行ったと説明している。

これに対し、申立人は、本件児童に係る虐待通報の記録のみではなく、申立人自身について虐待を疑われた通報に関する記録も請求する趣旨であったこと

を主張している。また、意見陳述においても、申立人と本件児童に関する情報を併せて見たいと主張している。

この点につき、実施機関は前記ア(エ)のとおり、虐待を疑われた通報に関する記録として乳幼児健診関係書類を保有していると説明している。また、本件請求時に申立人の請求の趣旨が分かっていたら、これらの記録を本件請求に係る保有個人情報として特定すべきであったとも説明している。

そうすると、本件については、本件請求の対象となる保有個人情報を虐待通報の記録のみに限定する必要はなく、虐待を疑われた通報に関する記録を本件請求の対象となる本件児童に係る保有個人情報として特定すべきである。

(イ) なお、前記(2)ウのとおり、申立人は申立人を本人とする保有個人情報の本人開示請求は行っていない。

しかしながら、申立人は意見書及び意見陳述において、申立人自身の情報も見たいと主張していることから、本件児童に加え申立人の保有個人情報の請求を行う趣旨で本件請求を行ったと考えられる。また、実施機関もそのような趣旨であるということを前提に本人開示請求書の記載をさせたという事実があること及び本件請求と同時に行われた南部児相が保有する児童記録の個人情報一部開示決定においては申立人の情報も開示していることが認められる。そうすると、申立人は、開示請求時点から申立人を本人とする開示請求も行う趣旨であったといえることから、本件については、本件児童のみならず、申立人自身の情報を求めるものとして取り扱うべきであると考えられる。

したがって、実施機関は本件児童に係る虐待を疑われた通報に関する記録を本件請求に係る本件児童に加え申立人の保有個人情報として改めて特定し、開示、非開示の決定をすべきである。

(4) 結論

以上のとおり、本件請求については、「1 審査会の結論」のとおり、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年3月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年4月17日 (第171回第三部会) 平成26年4月22日 (第253回第二部会) 平成26年4月24日 (第246回第一部会)	・諮問の報告
平成26年5月7日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年5月22日 (第248回第一部会)	・審議
平成26年6月12日 (第249回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成26年6月26日 (第250回第一部会)	・審議
平成26年7月10日 (第251回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年7月24日 (第252回第一部会)	・審議
平成26年8月28日 (第253回第一部会)	・審議
平成26年9月11日 (第254回第一部会)	・審議
平成26年9月25日 (第255回第一部会)	・審議